

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

砥部町告示第 46 号

令和 5 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この告示は、町内に新たにサテライトオフィス等を開設・運営する者に対し、予算の範囲内において補助することにより、企業誘致及び人材確保を促進し、もって本町産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人をいう。
- (2) サテライトオフィス等 町外の企業等が拠点事務所から離れた町内に開設した事務所であって、遠隔操作ができるよう通信機能等を備えたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新規にサテライトオフィス等を設置する企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金申請時において次に掲げる事業のいずれかを 3 年以上継続して営む企業等であること。
 - ア 情報通信業
 - イ 学術研究・専門技術サービス業
 - ウ 教育・学習支援業
 - エ その他町長が適当と認める業種
- (2) 町内のサテライトオフィスにおいて 5 年以上継続して業務を行うことを誓約できること。
- (3) 開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が 1 人以上就労している企業等であること。
- (4) 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等に該当しないこと。
- (5) 風俗等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う企業等でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者でないこと。
- (7) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び対

象期間は、別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 会社概要の分かる書類
- (4) 会社定款及び登記簿謄本
- (5) 直近の事業年度の財務諸表
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条に規定する交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業完了日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、必要な審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 前2条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 交付決定者が、前項に規定する概算払を受けようとするときは、砥部町サテライト

オフィス開設支援事業補助金概算払請求書（様式第 8 号）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) サテライトオフィス開設後 5 年以内に、サテライトオフィス等として活用しなくなったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めたとき。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	対象期間
整備費	・ 建物の内装改修に要する経費 ・ インターネット等回線工事に要する経費 ・ 備品及び機器設備（車両を除く。）の購入に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。	サテライトオフィス開設に対し、1回限り交付
施設運営費	・ 賃借料、人件費（当該施設整備後の運営に直接的に要したものに限る。）、光熱水費、通信費、消耗品費	補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）以内とし、月20万円を限度とする。	サテライトオフィス事業開始月から36か月間とし、当該年度において支払ったものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連絡先 担 当 者
電 話 番 号

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付を受けたいので、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

A 整備費（1,000 円未満切り捨て）	円
B 施設運営費（1,000 円未満切り捨て）	円
A+B 交付申請額	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 会社概要の分かる書類
- (4) 会社定款及び登記簿謄本
- (5) 直近の事業年度の財務諸表
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書

1 事業者概要

名 称	
事 業 内 容	
拠 点 事 務 所 所 在 地	
従 業 員 数	正社員（ 人）・その他（ 人）

2 サテライトオフィス開設関連

オ フ ィ ス 名	
開設目的・用途	
利用する人数	人（うち常駐 人）
開設場所（住所）	伊予郡砥部町
利用開始予定日	令和 年 月 日

3 整備費

（足りない場合は行を追加してください。）

項 目（工事名、物品名等）	見 積 額
	円
	円
	円
	円
計	円

4 施設運営費（開設月から申請年度の 3 月 31 日まで）

項 目	見 込 額
賃 借 料	円
人 件 費	円
光熱水費	円
通 信 費	円
消耗品費	円
計	円

様式第 3 号（第 5 条関係）

誓 約 書

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は補助金の対象者の要件に該当しない状況となった場合は、補助金の返還に応じます。
- 2 私は、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付申請に当たり、砥部町税の課税状況及び納付状況について確認することに同意します。
- 3 砥部町暴力団排除条例（平成 23 年砥部町条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等に該当しません。
- 4 砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付を受けた後、5 年以上運営します。

令和 年 月 日

砥部町長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑨

（署名又は記名押印）

様式第 4 号（第 6 条関係）

砥部町指令 砥商第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
連絡先 担 当 者
電 話 番 号

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、砥部町指令 砥商第 号で補助金交付決定の通知があつた次の事業の実績について、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 整備費
(足りない場合は行を追加してください。)

項 目（工事名、物品名等）	実 績 額
	円
	円
	円
	円
計	円

3 施設運営費（開設月から申請年度の3月31日まで）

項 目	実 績 額
賃 借 料	円
人 件 費	円
光熱水費	円
通 信 費	円
消耗品費	円
計	円

※経費の支出が確認できる書類を添付すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

碓商第 号
年 月 日

様

碓部町長 印

碓部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、碓部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、碓部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

所在地
名称
代表者氏名 ⑩
連絡先 担当者
電話番号

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け、 砥商第 号で確定した、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金		円
(内訳) 交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
補助金確定額	金	円
精算払請求額	金	円

【補助金振込先】

金融機関名
口座種別
口座番号
口座名義

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

所在地
名称
代表者氏名 ⑩
連絡先 担当者
電話番号

砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、砥部町指令 砥商第 号で交付決定通知のあった砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、砥部町サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 金		円
(内訳) 交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

【補助金振込先】

金融機関名
口座種別
口座番号
口座名義